

## 駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業審査会設置要領

3 都市建企第1278号

令和4年3月30日

### (目的)

第1 この要領は、駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業制度要綱（令和4年3月30日付3都市建企第1278号。以下「制度要綱」という。）第5に定める東京都駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業審査会（以下「審査会」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 制度要綱第5に定める審査に関する事項
- (2) その他委員長が必要と認める事項

2 制度要綱第5に定める審査は、別記審査基準に基づき実施する。

### (構成)

第3 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 都市整備局市街地建築部長
- (2) 都市整備局市街地建築部建築企画課長
- (3) 都市整備局市街地建築部調整課長
- (4) 都市整備局市街地建築部建築指導課長
- (5) 都市整備局都市基盤部交通計画調整担当課長

### (委員長)

第4 審査会に委員長を置き、都市整備局市街地建築部長をもってこれに充てる。

### (運営)

第5 審査会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは審査委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代行する。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6 審査会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。